

◆ 計画の概要

- ・ 住民等を対象とした国民保護措置等を速やかで適切に実施するため、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」(国民保護法)や「国民の保護に関する基本指針」に基づき策定したもの(平成18年3月31日閣議決定)
- ・ 本計画は群馬県知事が決定し、変更の際には原則として群馬県国民保護協議会への諮問及び内閣総理大臣協議が必要

◆ 主な修正内容

I 武力攻撃事態に対する現状認識を改める

ロシアによるウクライナ侵攻や北朝鮮による弾道ミサイルの発射など不安定な社会情勢を鑑みた際、群馬県が武力攻撃事態における**直接標的となる可能性が極めて低いとする現状認識は適切であるとは言えない**ため、**直接標的となる可能性があるものとして認識を改める**

※詳細な変更内容は右表のとおり

II 群馬県実施施策の修正

- ・ 「**県民防災塾**」事業の終了
- ・ 無線系通信手段のうち、「**移動通信系機器**」の廃止

項目	現行	変更後
弾道ミサイル攻撃の特徴 (p.15)	県内の施設や特定の地域が直接標的 になる可能性は低いと考えられますが、弾道ミサイルの命中精度が低い場合には、県内に着弾する可能性もあります。	県内の施設や特定の地域が、 直接標的となり、 県内に着弾する可能性もあります。
航空攻撃の特徴 (p.16～17)	県内の施設や特定地域が、 単独の航空攻撃の直接標的になることは極めて低いと考えられますが、地上侵攻部隊が県内を通過するよう な事態が発生した場合、 侵攻に先立って航空攻撃が行われることも考えられます。	県内の施設や特定の地域が、 地上侵攻部隊の 侵攻に先立って航空攻撃が行われることも考えられます。